

## 第 29 号議案

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）等の改正に伴い、引用条文の整理を行うため提出します。

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成23年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第5項及び第6項中「第26条」を「第27条」に改め、同条第8項中「第37条」を「第32条」に、「第35条第1項第1号」を「第30条第1項第1号」に、「第11条」を「第7条」に改める。

付 則

この条例中第4条の2第8項の改正規定は令和7年4月1日から、同条第5項及び第6項の改正規定は同年6月1日から施行する。